

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	航空気象情報提供業務委託	13 その他代行 26 その他	(株)ウェザー ニュース	3,432,000円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
2	此花消防署ほか2か所エレ ベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施 設管理 02 機械 設備等保守点検	日本オーチス・エ レベータ(株)	2,864,400円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
3	鶴見消防署ほか1か所エレ ベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施 設管理 02 機械 設備等保守点検	三菱電機ビルソ リューションズ(株)	3,352,800円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
4	西成消防署ほか5か所エレ ベーター保守点検業務委託	01 建物等各種施 設管理 02 機械 設備等保守点検	日本エレベー ター製造(株)	5,134,800円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
5	消防局(西消防署併設)ほか3 か所エレベーター保守点検業 務委託	01 建物等各種施 設管理 02 機械 設備等保守点検	(株)日立ビルシ ステム関西支社	5,583,600円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
6	令和6年度小児救急支援シ テム機能保守等業務委託	10 情報処理 01 情報処理	(株)DTS WEST	1,018,518円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
7	救助ホイスの分解点検整備 業務委託	02 機械等施設点 検・運転操作 01 施設保守点検整 備	(株)ジャムコ	15,004,220円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
8	消防情報システム保守業務委 託	10 情報処理 01 情報処理	富士通Japan(株)	99,440,000円	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	該当
9	令和6年度救急車の定期点検 整備、継続検査整備業務委託 (概算契約)	02 機械等施設点 検・運転操作 01 施設保守点検整 備	大阪トヨペット(株)	8,106,154円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
10	大阪市消防関係例規のデータ ベース運用管理業務委託	10 情報処理 01 情報処理	第一法規(株)	1,082,400円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
11	ヘリコプターテレビ電送シス テム機器点検業務委託	10 情報処理 01 情報処理	池上通信機(株)	9,282,900円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
12	令和6年度消防訓練指導業務 委託	13 その他代行 26 その他	(一財)大阪消防 振興協会	202,141,250円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	令和6年度自主防災指導業務委託	13 その他代行 26 その他	(一財)大阪消防 振興協会	124,720,200円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
14	令和6年度救急教育等業務委託	13 その他代行 09 研修	(一社)大阪府医 師会	99,514,953円	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
15	航空従事者技能証明の限定の 変更(EC155)訓練業務委託	13 その他代行 26 その他	エアバス・ヘリコ プターズ・ジャパ ン(株)	13,565,200円	令和6年4月23日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
16	令和6年度 大型水陸両用車 の定期点検整備、継続検査整 備業務委託	02 機械等施設点 検・運転操作 01 施設保守点検整 備	(有)平成自動車	1,453,947円	令和6年5月8日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	
17	大型水陸両用車の車両整備業 務委託	02 機械等施設点 検・運転操作 01 施設保守点検整 備	(有)平成自動車	1,242,065円	令和6年5月9日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第6号 (競争入札に付することが不 利と認められるとき)	G33	
18	令和6年度救急車の定期点検 整備業務委託(概算契約)	02 機械等施設点 検・運転操作 01 施設保守点検整 備	日産大阪販売(株)	1,691,525円	令和6年5月24日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争 入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
19	令和6年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託	01 建物等各種施設管理 02 機械設備等保守点検	日本ビソー(株)	1,298,000円	令和6年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
20	万博消防センター(仮称)用消防情報システム整備業務委託	10 情報処理 01 情報処理	富士通Japan(株)	13,970,000円	令和6年6月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
21	消防救急デジタル無線改修及び端末環境構築業務委託	01 建物等各種施設管理 03 通信設備保守点検	富士通Japan(株)	45,408,000円	令和6年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
22	令和6年度画像伝送システム機器点検業務委託	10 情報処理 01 情報処理	NECネットエスアイ(株)	3,289,000円	令和6年6月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
23	ヘリコプターテレビ電送システム機器移設業務委託	10 情報処理 01 情報処理	池上通信機(株)	12,585,100円	令和6年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
24	消防情報システムデータ移行業務委託	10 情報処理 01 情報処理	富士通Japan(株)	25,663,000円	令和6年6月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	はしご車特殊装置点検整備業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	(株)モリタテクノス	6,662,700円	令和6年6月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
26	消防車両ポンプ装置保守点検整備(2)業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	小川ポンプ工業(株)	2,265,120円	令和6年6月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
27	デジタル無線機積替(2)業務委託	01 建物等各種施設管理 03 通信設備保守点検	富士通Japan(株)	7,755,000円	令和6年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
28	起震車の起震装置保守点検整備業務委託	02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備	飛鳥特装(株)	1,067,000円	令和6年6月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報提供業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

複雑多様化、広域化する災害に対応する消防ヘリコプターは、24 時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を確保するため当該業務を委託するものとする。

業者選定要件として、①24 時間常時気象情報サービスが可能であり、且つ気象予報士による問い合わせ対応が可能であること②航路上気象情報解析ができること③落雷情報が入手できることの3つの要件が必要で、気象業務法第 18 条第 2 項及び第 19 条の 2 による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

よって、上記事業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

此花消防署ほか2か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

此花消防署ほか2か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕電気） （電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署ほか1か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

鶴見消防署ほか1か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者（2022年4月1日、三菱電機ビルテクノサービス株式会社から三菱電機ビルソリューションズ株式会社に商号変更）は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕電気） （電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

西成消防署ほか5か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

西成消防署ほか5か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕電気） （電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局（西消防署併設）ほか3か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム関西支社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署等設置のエレベーターは、製造業者独自の機構や技術により製造されている。上記業者は、2014年に製造業者である株式会社日立製作所から同社のエレベーター製造事業を移管されており、製造業者独自の技術・知識を継承しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕電気） （電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度小児救急支援システム機能保守等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 DTS WEST

3 随意契約理由

小児救急支援システムは、平成 28 年 4 月 1 日から救急安心センターおおさか事業の一環として運用しており、大阪府内全域の医療機関情報（所在地、標榜診療科目、診療可否時間等）を利用者に提供している。利用者に適切な医療機関情報を提供するためには、本システムの機能保守を行い、同システムの機能を維持することが必要不可欠である。

上記業者は本システムを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急安心センター） 電話番号 06-4393-6634

随意契約理由書

1 案件名称

救助ホイストの分解点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジャムコ

3 随意契約理由

本案件は、ヘリコプター「なにわ」で使用している救助ホイストの分解点検整備（オーバーホール）である。この救助ホイストはCollins Aerospace 社製であり、前回の分解点検整備後 10 年もしくは 3330 回使用のどちらか早く到達する期限で分解点検整備を実施しなければならない。

上記業者は、Collins Aerospace 社より当該救助ホイストの検査、修理、分解点検整備（オーバーホール）及び部品販売について、本邦における正規代理店として認定を受けており、本分解点検整備業務を行える唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）

電話番号 072-992-4900

随意契約理由書

1 案件名称
消防情報システム保守業務委託

2 契約の相手方
富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由
当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。
本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。
本システムの開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、システムの障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器部品の確保ができる。
以上の理由から、上記業者は本システムの保守業務を実施することができる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。また、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これらの装置は製作会社独自の仕様となっている。

上記業者は、ベースとなる高規格救急車の製作会社であるトヨタ自動車株式会社の販売会社として、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を受けている大阪府下唯一の業者であり、また、当該高規格救急車の特殊装置を大阪市消防局仕様に改造を行い納入した者であることから、本業務を履行するために必要となる高度かつ専門的な独自知識と技術を有する唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市消防関係例規のデータベース運用管理業務委託

2 契約の相手方

第一法規株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市消防関係例規（以下「例規」という。）のデータベース（以下「例規システム」という。）の運用管理業務で、当局の例規をデータベースとして管理するとともに、常にインターネットを利用して検索、閲覧ができる状態を保持するものである。

例規システムは、上記業者が開発・製造した「立案審査・例規検索支援システム assist & search」を基に構築されたものであることから、本業務を行うためには、両システムに関する独自の知識や技術が必要となる。

上記業者は、例規システムを構築した者であり、本業務を行うために必要となる独自知識や技術を保有している唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部総務課（法務） （電話番号 06-4393-6073）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器移設業務委託

2 契約の相手方

池上通信機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、消防情報システム更新に伴い、消防局庁舎7階指令情報センターに設置されたヘリコプターテレビ電送システムを次期指令情報センターへ移設設定するものである。

当該機器は、池上通信機株式会社が製造したもので、本業務を履行するためには製造業者独自の専門的知識や技術が必要であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度消防訓練指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

消防局では、市民等が利用する施設の安全・安心の確保にあたり、特定防火対象物のうち防火管理者の選任が義務付けられている施設の防火管理者等関係者に対して、災害発生時の被害軽減を図るため、建物実態に即した実地等による消防訓練指導を実施している。しかしながら、市内に対象となる施設は約15,000件あり、消防職員のみで対応することが困難であることから一部を業務委託している。

主な業務は、電話等による訓練実施の促進指導、訓練現場に立ち会う実地指導、自主的に実施した訓練に対する電話指導である。さらに訓練時には、防火管理者が定める消防計画の作成、見直し、消防用設備等の維持管理方法、地震対策、応急手当と多岐におよぶ内容の確認、技術指導等、日々変遷する対象施設の実態に即した指導を実施している。そこで業務の履行には、災害時の対応知識、消防法令及び火災予防、応急手当に係る高度な知識・技術・経験が必要であり、関係する資格および経験を有する者が属する組織における業務履行が不可欠となる。

また、本件業務は過去に指名競争入札や総合評価一般競争入札にも付したが、1者しか応札がなく、受注可能事業者が他にないか検討を行うため、本件業務が求める防災に関する指導等業務は確立された市場がないことから、一部関連性が認められる建物管理や防災を業とする事業者に業務の履行に関して聞き取り調査を実施したが、いずれの事業者からも履行件数や資格要件等を理由に履行不可能である旨の回答しか得ることができなかった。

さらに、資格要件としている「予防技術資格者の経歴」は予防業務に精通した消防職員の職歴を必要とする特殊な資格であり、当該業務の履行にあっては、主として指導業務であることから、中立公正、かつ本市の立場で毅然と対応できる事業者であることが必要である。

上記事業者は、資格要件をすべて具備している事業者であるとともに、大阪府域における防災に関する技術の指導及び知識の普及並びに防災・救急に関する事業を行い、消防に係る諸施策に協力し、地域社会の安全向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、元消防職員が多数在籍していることから、自らの業務が本市防火防災事業に資するものであることを自律的に監理できる団体である。また、独自の事業では、複雑多様化する都市構造、社会構造の変化に的確に対応できる防災専門機関として、防火対象物の関係者等に対する防災意識の高揚及び防災に関する知識・技術の指導事業や、応急手当に関する知識と技術の普及啓発に関する事業など幅広く事業を展開している。

この間、長年にわたり本市の防火防災管理に関する業務を受託し、確実に履行できていることや団体本来の事業実績等から、本業務の履行に必要な技術や経験はもとより、本市が要

求する業務体制を有し効率的かつ効果的に実施することができる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

予防部予防課（自主防災管理） 電話番号 06-4393-6330

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度自主防災指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

消防局では消防法第4条に基づき、規制対象となる建物（以下、「防火対象物」という。）に対して、消防法令に基づく立入検査を実施し、所有者、管理者、占有者又は責任ある者（以下、「関係者等」という。）に、その建物固有の火災予防上必要な事項及び法令の遵守状況等を、きめ細かく助言、指導することによって、防火・防災管理の確立及び火災予防の徹底を図っている。しかしながら、市内に存する防火対象物は約10万件あり、消防職員による立入検査だけでは検査間隔が長くなることから、市民等が利用する施設の安全・安心の確保の観点から立入検査を補完する業務の一部を委託している。

主な業務は、防火対象物に立ち入って、階段、廊下、防火戸等の施設の管理状況や、防火管理体制、消防用設備等の法令基準の適合状況を確認するとともに、関係者等に対し防火・防災に関する知識及び技術の指導並びに自主的な検査の促進、さらに消防法令違反の早期発見のために休止休業中の防火対象物の使用実態に係る現況調査を実施するものである。そこで業務の履行には、消防法令及び火災予防に係る高度な知識・技術・経験が必要であり、関係する資格および経験を有する者が属する組織における業務履行が不可欠となる。

また、本件業務は過去に指名競争入札や総合評価一般競争入札にも付したが、1者しか応札がなく、受注可能事業者が他にないか検討を行うため、本件業務が求める防災に関する指導等業務は確立された市場がないことから、一部関連性が認められる建物管理や防災を業とする事業者には業務の履行に関して聞き取り調査を実施したが、いずれの事業者からも履行件数や資格要件等を理由に履行不可能である旨の回答しか得ることができなかった。

さらに、資格要件としている「予防技術資格者の経歴」は予防業務に精通した消防職員の職歴を必要とする特殊な資格であり、当該業務の履行にあっては、主として指導業務であることから、中立公正、かつ本市の立場で毅然と対応できる事業者であることが必要である。

上記事業者は、資格要件をすべて具備している事業者であるとともに、大阪府域における防災に関する技術の指導及び知識の普及並びに防災・救急に関する事業を行い、消防に係る諸施策に協力し、地域社会の安全向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、元消防職員が多数在籍していることから、自らの業務が本市防火防災事業に資するものであることを自律的に監理できる団体である。また、独自の事業では、複雑多様化する都市構造、社会構造の変化に的確に対応できる防災専門機関として、防火対象物の関係者等に対する防災意識の高揚及び防災に関する知識・技術の指導事業や、応急手当に関する知識と技術の普及啓発に関する事業など幅広く事業を展開している。

この間、長年にわたり本市の防火防災管理に関する業務を受託し、確実に履行できていることや団体本来の事業実績等から、本業務の履行に必要となる技術や経験はもとより、本市が要求する業務体制を有し効率的かつ効果的に実施することができる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

予防部予防課（査察） 電話番号 06-4393-6377

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度救急教育等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は、本市における「救急救命士生涯教育実施計画・救急救命士養成計画」に基づき救急救命士教育及び救急救命士養成教育に係る業務を委託するものである。

救急救命士教育業務は、救急現場活動における医師による救急救命士活動の指導（指示、指導、助言）（以下、「活動指導」という。）、医学的観点からの事後検証及び救急救命士資格取得後教育を実施するものである。

救急救命士養成教育業務は、救急隊員に対して、救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づく救急救命士資格取得教育及び実習病院の確保、指導救命士の養成を実施するものである。

消防庁より発出されている「メディカルコントロール体制の充実強化について」及び、「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」の通知のとおり、本業務の履行、事業の目的を達成するためには、医学的な質を確保（以下、「メディカルコントロール」という。）するため、医師（医療機関）と救急救命士（救急隊）が密に連携を図る必要がある。

メディカルコントロールでは、救急救命士の教育、活動指導及び医学的観点からの事後検証等については、統一された方針の下、事業遂行について統括された対応が必要となる。

また、救急救命士養成教育及び救急救命士資格取得後教育の実施に当たっては、市民の生命に直結する研修内容が広範囲かつ長期にわたることから、多くの専門医師及び救急医療機関の協力が必要不可欠であるとともに、救急救命士養成から救急救命士資格取得後の継続的な教育について、一貫性を持たせる必要がある。

上記事業者は、多くの医師が加入しているとともに、重篤で緊急性の高い救急患者に対応する2次・3次医療機関等に属する専門医師も多数加入する団体であり、活動指導や医学的観点からの事後検証の実施等で、メディカルコントロール体制の中で重症患者に対応できる大阪府内の医療機関及び医師との組織的な連携が確立されていることから、大阪府内の救急医療機関及び医師の統括的な調整が可能である。また、当局が実施する救急救命士養成から救急救命士資格取得後の継続的な教育についても、的確な講師の選定や病院実習の受入先（救急医療機関）の確保が可能である。

本業務は非常に専門性が高く、医療機関等との連携体制が必要であり、これらを確実かつ的確に実施することができる体制や能力を兼ね備えた民間医療機関は存在せず、唯一履行可能な組織である上記事業者を契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

救急部救急課（救急指導）

電話番号 06-4393-6628

企画部高度専門教育訓練センター（救命士養成）

電話番号 06-6746-5113

随意契約理由書

1 案件名称

航空従事者技能証明の限定の変更（EC155）訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、ヘリコプター「おおさか」の機種であるエアバス・ヘリコプターズ社製 EC155 型式ヘリコプター（以下「EC155」という。）の航空従事者技能証明の限定の変更訓練（整備士）を行い国土交通省航空局の実地試験合格基準を満足し得る水準に到達させるものである。

訓練については製造会社発行のトレーニングマニュアル、メンテナンスマニュアル、その他整備に必要な関連資料をもって航空整備士実地試験要領に定める整備の方法、取り扱い、各システムの概要や構成、整備方式、検査方法等を訓練するもので専門的な技術や書籍を有しなければ履行することができない。

当局が保有する EC155 は、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製造であり、訓練及び技術図書について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大型水陸両用車の定期点検整備、継続検査整備業務委託

2 契約の相手方

有限会社 平成自動車

3 随意契約理由

大型水陸両用車は、通常の消防車両が接近できない不整地における消防活動を目的として道路運送車両法に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該大型水陸両用車は、製造した ARIS 社（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製造されており、定期点検及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記事業者は、製造会社の日本国内における総代理店である帝国繊維株式会社から、当該車両の点検整備及び部品販売について大阪府内における一切の権限を委任され、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報の提供を受けた唯一の事業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大型水陸両用車の車両整備業務委託

2 契約の相手方

有限会社 平成自動車

3 随意契約理由

現在、上記業者において定期点検整備を実施しており、能登半島地震発生に伴う緊急援助隊派遣時に生じた不良箇所について、本点検整備により特定されたものである。

この場合において、継続して上記業者で不良箇所の整備を行うことによって、再度の分解組立を行う必要がなく、修繕時間及び費用ともに最短、最少で行うことができる。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度救急車の定期点検整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

日産大阪販売株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。また、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これらの装置は製作会社独自の仕様となっている。

上記業者は、ベースとなる高規格救急車の製作会社である日産自動車株式会社の販売会社として、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を受けている大阪府下唯一の業者であり、また、当該高規格救急車の特殊装置を大阪市消防局仕様に改造を行い納入した者であることから、本業務を履行するために必要となる高度かつ専門的な独自知識と技術を有する唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第41条及びゴンドラ安全規則第21・24・27条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎(西消防署併設)設置のゴンドラ設備は、製造業者が独自の機構や技術により製造したものであり、構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがある。

上記業者は本ゴンドラ設備の製造業者で、点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課(営繕電気) (電話番号 06-4393-6166)

随意契約理由書

1 案件名称

万博消防センター（仮称）用消防情報システム整備業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

令和7年4月13日から10月13日まで開催予定の大阪・関西万博に向け、夢洲に万博消防センター（仮称）を建設予定であり、本事業はそこで勤務する職員が消防情報システム業務用端末等を利用し執務ができる環境を構築するものである。

上記事業者は、消防情報システムの開発・納入事業者であり、開発・納入事業者独自の専門的な知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有している本業務を行うことのできる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防救急デジタル無線改修及び端末環境構築業務委託
- 2 契約の相手方
富士通 Japan 株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、当局が利用している消防救急デジタル無線において、回線制御装置を共通インターフェースにて消防救急デジタル無線情報送受信装置と通信可能とするための無線連携ゲートウェイ装置を構築し、併せて、可搬型業務用端末増設に伴い、サーバの設計・各端末のライセンス登録及び端末の環境構築を行うことを目的とする。
上記のソフトウェア等構成する消防情報システムは、富士通 Japan 株式会社が開発、製造したもので、本業務を行うにあたっては開発、製造者独自の高度かつ専門的な知識、技術情報、技術者を保有している必要があり、また、製造物責任の所在を明確にし、改修、構築後の責任と性能保証を持たせる必要がある。
よって、本業務は上記事業者以外では履行することができないため、上記事業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム機器点検業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

画像伝送システム（以下「本システム」という。）は、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、NEC ネットエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、本システムの定期的な点検を行うもので、製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器移設業務委託

2 契約の相手方

池上通信機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、消防情報システム更新に伴い、消防局庁舎7階指令情報センターに設置されたヘリコプターテレビ電送システムを次期指令情報センターへ移設設定するものである。

当該機器は、池上通信機株式会社が製造したもので、本業務を履行するためには製造業者独自の専門的知識や技術が必要であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防情報システムデータ移行業務委託
- 2 契約の相手方
富士通 Japan 株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、消防情報システムの更新に伴い、現行消防情報システムから新消防情報システムに必要なデータを移行するものである。
本業務は、消防情報システム開発・納入業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。
消防情報システム開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検及び整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管され、高度かつ専門的な知識と技術の提供を受けた唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（２）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（2）業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を指定する救急車両等から救急車両等へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、当該消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は、富士通株式会社より当該消防・救急デジタル無線事業を承継した者で、本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6561）

随意契約理由書

1 案件名称

起震車の起震装置保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

飛鳥特装株式会社

3 随意契約理由

起震車は、各種地震を再現させる装置を備えたものであり、確実な動作を要求されるものである。

当該起震車は、上記事業者製であり、車両ぎ装全般について、同社独自の技術で設計・製作されており、起震装置およびこれに付随する点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）